

市行第 2339-3 号

令和 7 年 10 月 31 日

交野市長 様

大阪府知事



令和 7 年度起債協議に対する同意について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき協議のあった以下の件については、同意します。

【一次協議】

令和 7 年 7 月 24 日付け交企財第 125 号

※ただし、（別紙）同意等対象事業債一覧表に「○」を付した事業に限る。



(別紙)同意等対象事業債一覧表

地方公共団体名: 交野市

事業債名	同意等日 令和7年10月31日
【通常収支分】	
1 公共事業等	○
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	
3 公営住宅建設事業	
4 災害復旧事業	
5 学校教育施設等整備事業	○
6 社会福祉施設整備事業	○
7 一般廃棄物処理事業	○
8-1 一般補助施設整備等事業(一般分)	○
8-2 一般補助施設整備等事業(特別転貸債分)	
9 施設整備事業(一般財源化分)	○
10 一般事業	○
11 地域活性化事業	
12 防災対策事業	○
13 地方道路等整備事業	○
14 旧合併特例事業	
15 緊急防災・減災事業	○
16 公共施設等適正管理推進事業	○
17 緊急自然災害防止対策事業	○
18 緊急浚渫推進事業	○
19 脱炭素化推進事業	○
20 こども・子育て支援事業	○
21 デジタル活用推進事業	
22 辺地対策事業	
23 通疎対策事業	
24 公共用地先行取得等事業	
25 行政改革推進債	
26 調整債	
27 国の予算等貸付金債	
28 退職手当債	
29 減収補填債(5条分)	
30 減収補填債(特例分)	
【公営企業会計等分】(公営企業債)	
1 水道事業	○
2 交通事業	
3 病院事業・介護サービス事業	
4 市場事業・と畜事業	
5 下水道事業	○
6 退職手当債(公営企業)	
合 計	
〔 うち普通会計分	
公営企業会計等分	

交企財第125号
令和7年7月24日

大阪府知事 吉村 洋文 様

交野市長 山本 景

令和7年度起債協議（第1次分）について

令和7年度起債協議（第1次分）において、別紙のとおり起債したいので協議します。

起債 協議 変更 協議 書

地方公共団体名 交野市

地方債区分 事業等	債の目的 (事業名)	起債対象 (事業名)	左の財源内訳			充当率 (%)	起債額 (百万円)	償還方法	借入条件				資金区分				備考
			国庫支出金	地方債	一般財源				借入先	年利率 (%)	償還年限	左のうち 償還期間	財政融資 資金	地方公共 団体金融 基金	市公 場	銀行 等	
公共事業等	同左	17	9.3	6.8	0.9	88.3	6.8	証書借入	5.0%以内 (利率見直し)	20年	3年	6.8					R7当初予算 R7.3.27議決済 公共事業等財融④ 財割分3百万円
						#DIV/0!	0.0										
						#DIV/0!	0.0										
						#DIV/0!	0.0										
						#DIV/0!	0.0										
						#DIV/0!	0.0										
						#DIV/0!	0.0										
						#DIV/0!	0.0										
						#DIV/0!	0.0										
						#DIV/0!	0.0										
						#DIV/0!	0.0										
合計		17.0	9.3	6.8	0.9		6.8					6.8	0.0	0.0	0.0	0.0	

備考 1 協議の内容に及び、協議の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に併記する場合は、起債協議と起債変更協議を別様とすること。
 2 起債の目的(事業名)の欄については、同業等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。
 3 起債の方法の欄には、証書借入及び証書発行(証書、引出、交付)の別を記載すること。
 4 起債発行の場合においては、「証書発行の場合においては、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を起債協議額に加え金額に記入すること。この場合、左のうち償還期間の欄は空欄とすること。
 5 償還年限の欄には、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()で「満期一括償還」と記載すること。この場合、左のうち償還期間の欄は空欄とすること。
 6 年利率の欄には、地方債を起し、又は起こすこととし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を定めている場合には、償還の欄に利率に定める利率を記載すること。上取利率を記載すること。
 7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、償還の欄に利率に定める利率を記載すること。
 8 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ増減を予定している場合には、償還の欄に償還予定を記載すること。
 9 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は年利率の欄については、利率の下に()で「利率見直し」と記載すること。
 10 当該協議に係る地方債の予算種目等その他参考となる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別様として添付すること。
 11 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換え」と記載するとともに、借換えに係る既同業等の同業及び起債協議書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。
 12 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、引出又は許可申請に係る数値等を今回の変更協議の欄に記入することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に開示し記載すること。

起債 協議 変更 協議 書

地方公共団体名 交野市

地方債計画区分	起債の目的(事業名)	起債対象(事業費)	左の財源内訳			充当率(%)	起債協賛額	債起の方法	借入条件				資金区分				備考
			国支	庫金の特定財源	地方債				一般財源	借入先	年利率(%)	償還年限	左のうち左の期間	財政資金	地方公共団体資金	市場引	
社会福祉施設整備事業	同左(施設整備事業)	14.6			11.4	3.2	78.1	証券借入	機構	5.0%以内(利率見直し)	20年	3年	11.4				R7当初予算R7.3.27議決済
社会福祉施設整備事業	同左(施設整備事業)	20.8			16.4	4.2	79.6	証券借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年			16.4		R7当初予算R7.3.27議決済借換予定⑤
						0.0	#DIV/0!										
						0.0	#DIV/0!										
						0.0	#DIV/0!										
						0.0	#DIV/0!										
						0.0	#DIV/0!										
						0.0	#DIV/0!										
						0.0	#DIV/0!										
						0.0	#DIV/0!										
						0.0	#DIV/0!										
合 計		35.2	0.0	0.0	27.8	7.4	27.8	27.8					0.0	11.4	0.0	16.4	

備考

- 協議の内容に於いて、協議の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に併用する場合は、起債協議書と起債変更協議書を別様とする。
- 起債の目的(事業名)の欄については、同条等基準(法第5条の3第10項)に規定する基準をいう。で定める協賛の単位ごとに記載すること。
- 起債の方法の欄には、証券借入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記載すること。
- 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を起債協議書に記載し、その金額を、左のうちの償還期間の欄に記載すること。
- 償還年限の欄については、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()で「満期一括償還」と記載すること。この場合、左のうちの償還期間の欄は空欄とする。
- 年利率の欄には、地方債を起し、又はおこそうし、若しくは起した地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を要する場合は、起債の欄に「利率見直し」を記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合は、備考の欄に「利率見直し」を記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、利率の欄に「利率見直し」を記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式を選択している場合は、利率の欄に「利率見直し」を記載すること。
- 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換えに係る既出債の同業種及び起債協議書の写し、既出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。
- 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上欄に()で記載すること。変更協議を行う理由を備考の欄に備添い記載すること。

起債 協定 変更 協議 書

地方公共団体名 交野市

Table with columns: 地方債計区分, 起債の目的, 起債対象, 左の財源内訳, 充当率, 起債額の償還方法, 借入条件, 資金区分, 備考. Rows include general business, disaster prevention, and other categories with specific financial details.

備考 1 協議の内容に於いては、協議の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に行おうとする場合は、起債協議と変更協議を別様とする。

- 2 起債の目的(事業名)の欄については、向還等基準(法第10項)に規定する基準をいう。で定める協議の単位ごとに記載すること。
3 起債の方法の欄には、証券発行(公募、売出、交付)の別を記載すること。
4 証券発行の場合においては、「証券発行の場台において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格が額面金額に加えた金額に至るまで発行できるものとする。旨を備考の欄に記載すること。
5 償還年限の欄には、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()書で満期一括償還と記載すること。この場合、左のうちの償還期間の欄は空白とすること。
6 年利の欄には、左の欄に於いて、満期一括償還方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。
7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ償還えを予定している場合には、備考の欄に償還えを記載すること。
8 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、利率の下に()書で利率見直しと記載すること。
9 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、利率の下に()書で利率見直しと記載すること。
10 当該協議に係る地方債の予算編成日等その起債の目的(事業名)の欄については、「償還」と記載するとともに、償還えに係る既出債の償還の写し又は既出債の起債許可申請書の写しを添付すること。
11 償還えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「償還」と記載するとともに、償還えに係る既出債の償還の写し又は既出債の起債許可申請書の写しを添付すること。
12 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上欄に()書で記載することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に記載すること。

起債 協 議 変 更 協 議 書

地方公共団体名 交野市

(単位:百万円)

地方債区分 事業	起債の目的 事業名	起債対象 国支	左の財源内訳			充当率 (%)	起債 協議額	償還 の方法	借入条件			資金区分				備考		
			支出 金	その他 特定財源	地方債 償還				一般財源	借入先	年利 率(%)	償還年限	左のうちの 償還期間	財 融 資	政 府 金		地 方 公 共 体 機 構 金	市 公 共 金
防災対策事業	同左 (自然災害防止事業(河川 に係る事業以外))	200			200	100.0	200.0	証書借入	機構	5.0%以内 (利率見直 し)	20年	3年		200				R7当初予算 R7.3.27議決済
						#DIV/0!	0.0											
						#DIV/0!	0.0											
						#DIV/0!	0.0											
						#DIV/0!	0.0											
						#DIV/0!	0.0											
						#DIV/0!	0.0											
						#DIV/0!	0.0											
						#DIV/0!	0.0											
						#DIV/0!	0.0											
						#DIV/0!	0.0											
						#DIV/0!	0.0											
合 計		200.0	0.0	0.0	200.0	0.0	200.0						0.0	200.0	0.0	0.0	0.0	

備考

- 協議の内容に於いて、借入の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に行おうとする場合は、起債協議書と起債変更協議書を別紙とすること。
- 起債の目的(事業名)の欄については、「起債」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に行おうとする場合は、起債協議書と起債変更協議書を別紙とすること。
- 起債の方法の欄には、証書借入及び証書発行(事業、票出、交付)の別を記載すること。
- 証書発行の場合においては、「証書発行の場合において、発行額が額面金額を下回るときは、その発行額と差額を埋めるために必要な金額を起債協議額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。
- 償還年限の欄については、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()で「満期一括償還」と記載すること。この場合、左のうち償還期間の欄は空欄とすること。
- 年利利率の欄には、地方債を起し、又は起二そうし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする旨を記載すること。上段利率を記載すること。
- 令第18条の2で定めらるる公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。
- 令第18条の2で定めらるる公的資金以外の資金において、あらかじめ償還えきを予定している場合には、備考の欄に償還えき予定を記載すること。
- 令第18条の2で定めらるる公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、利率の下に()で「利率見直し」と記載すること。
- 当該協議に係る地方債の予算編成目等(事業名)の欄については、「借換」と記載するとともに、「借換」と記載するときに、「借換」と記載する旨を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別紙として添付すること。
- 借換を目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換」と記載するとともに、「借換」と記載する旨を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別紙として添付すること。
- 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、借出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上欄に()で記載することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

起債

書

協議
変更協議

通常収支分

地方公共団体名 交野市

(単位:百万円)

地方債計画区分 事業区	債の目的 事業名	起債対象 事業費	左の財源内訳			充当率 (%)	起債額 議決額	債起の方法	借入条件				資金区分			備考	
			国庫支出金	その他の特定財源	地方債				一般財源	借入先	年利率 (%)	償還年限	左のうちの 償還期間	財政	地方公共 団体		市公 債
緊急防災・減災事業	同左 (単独事業等)	678.1		678.8	2.3	99.7	676.8	証券借入	機構	5.0%以内 (利率見直し)	20年	3年		676.8			緊急防災 R7当初予算 R7.3.27議決済
緊急防災・減災事業	同左 (単独事業等)	930.9		930.7	0.2	100.0	930.7	証券借入	機構	5.0%以内 (利率見直し)	30年	3年		930.7			緊急防災 R7当初予算 R7.3.27議決済
緊急防災・減災事業	同左 (単独事業等)	39.6		39.6	0.0	100.0	39.6	証券借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	20年	3年	39.6				緊急防災 R7当初予算 R7.3.27議決済 借換予定⑤
緊急防災・減災事業	同左 (単独事業等)	566.9		566.8	0.1	100.0	566.8	証券借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	30年	3年	566.8				緊急防災 R7当初予算 R7.3.27議決済 借換予定⑤
緊急防災・減災事業	同左 (単独事業等)	41.7		41.6	0.1	99.8	41.6	証券借入 及び証券 発行	銀行等	5.0%以内	10年	3年	41.6				緊急防災 R7当初予算 R7.3.27議決済 借換予定⑤
合計		2,258.2	0.0	2,255.5	2.7		2,255.5						0.0	1,607.5	0.0	648.0	

備考 1 協議の内容に反し、標題の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に行うとする場合は、起債協議と起債変更協議を別枠とすること。

2 起債の目的(事業名)の欄については、同業等基準(法第5条の3第10項)に規定する基準をいう。)で定める起債の単位ごとに記載すること。

3 起債の方法の欄には、証券借入及び証券発行(事業、売却、交付)の別を記載すること。

4 証券発行の場合においては、「証券発行の場合においては、発行条件が額面金額を下回ることは、その発行条件差額額を埋めるために必要な金額を起債協議額に加え、金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。

5 償還年限の欄については、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()書で満期一括償還と記載すること。この場合、左のうちの償還期間の欄は空欄とすること。

6 年利率の欄には、地方債を起し、又は起さずとも、若しくは起した地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際に定める利率について、上限利率を記載すること。

7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。

8 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ償還えきき定している場合には、備考の欄に償還えきき定を記載すること。

9 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、利率の欄に()書で「利率見直し」と記載すること。

10 当該協議に係る地方債の予算種目日等その他参考になる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合は、別紙として添付すること。

11 償還えきき定とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換」と記載すること。また、借換えきき定に係る既出債の同業等及び借換えきき定に係る既出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。

12 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上欄に()書で記載することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に断然に記載すること。

協議 起債 変更協議 書

地方公共団体名 交野市

(単位:百万円)

地方事業区分	画起債の目的(事業名)	起債対象(事業名)	左の財源内訳			充当率(%)	起債協議額	償還方法	借入条件						備考	
			国支	その他特定財源	地方債				一般財源	借入先	年利率(%)	償還年限	左のよう配置期間	財源		地方公共団体
緊急浚渫推進事業	同左(河川)	6.9			6.8	0.1	98.6	証券借入及び証券発行	銀行等	5.0%以内(利率原直L)	10年	3年			6.8	R7当初予算R7.3.27議決済借換予定⑤
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
						0.0	#DIV/0!									
合 計		6.9	0.0	0.0	6.8	0.1								6.8		

備考

- 協議の内容に依り、種別の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付すること。また、協議と変更協議を同時に行おうとする場合は、起債協議と起債変更協議書を別添すること。
- 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。
- 起債の方法の欄には、証券借入及び証券発行(事業、売出、交付)の別を記載すること。
- 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要資金額を起債協議額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。
- 償還年限の欄については、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()で「一括償還」を記載すること。この場合、左のよう配置期間の欄は空欄とすること。
- 年利率の欄には、地方債を起し、又は起二そうし、若しくは起二した地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする期に定める利率について、上限利率を記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金以外の場合においては、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金において、利率原直し方式を選択している場合は、利率の下に()で「利率原直し」を記載すること。
- 令第18条の2で定める公的資金以外の場合においては、利率の下に()で「借換え」を記載すること。なお、書き切れない場合には、別添として添付すること。
- 当該協議に係る地方債の予算課次日等その他参考になる事項を備考の欄に記載すること。また、「借換え」を記載するときは、「借換え」に係る起債協議書の写し、既出の起債協議書の写し又は既許可原簿の写しを添付すること。
- 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換え」と記載するとともに、借換えに係る起債協議書の写し、既出の起債協議書の写し又は既許可原簿の写しを添付すること。
- 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上欄に()で記載することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

起債 協議 変更 協議 書

地方公共団体名 交野市

(単位:百万円)

地方債区分	起債の目的(事業名)	起債利率(%)	左の財源内訳			充当率(%)	起債協定の利率	借入条件	資金区分				備考			
			国庫支出金	地方債	一般財源				借入先	年利率(%)	償還年限	左のうちの据置期間		財政資金	地方公共団体資金	市場引当金
脱炭素化推進事業	同左(LED照明の導入)	437.2		393.2	44.0	89.9	393.2	証券借入	5.0%以内(利率見直し)	20年	3年		393.2			R7当初予算 R7.3.27議決済
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
					0.0	#DIV/0!	0.0									
合 計		437.2	0.0	393.2	44.0		393.2						0.0	393.2	0.0	0.0

備考 1 債種の内容に於て、債種の「債種」又は「変更債種」のいずれかに○を付けること。また、債種の変更債種を同時に発行を行う場合は、起債協定書と起債変更協定書を別添すること。

2 起債の目的(事業名)の欄については、同業等基準(法第5条の3第10項)に規定する基準をいう。で定める債種の単位ごとに記載すること。

3 起債の方法の欄には、証券借入及び証券発行(公募、売出、交付)の別を記載すること。

4 証券発行の場合においては、「証券発行の場合においては、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差額を埋めるために必要な金額を起債協定書に加えた金額に充てるものとする」旨を備考の欄に記載すること。

5 償還年限の欄については、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()書で「満期一括償還」と記載すること。この場合、左の償還期間の欄は空欄とすること。

6 年利率の欄には、地方債を起し、又は起こすことし、預しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を要しよとすと定める利率について、上限利率を記載すること。

7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動利率方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に依る契約の予定内容を記載すること。

8 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ利率見直し方式を予定している場合には、備考の欄に「利率見直し」と記載すること。

9 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、利率の下に()書で「利率見直し」と記載すること。

10 当該債種に係る地方債の予算編成日等その他参考となる事項を備考の欄に記載すること。なお、書も切れない場合には、別添として添付すること。

11 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換え」と記載するとともに、借換えに係る旧債の同業等及び起債協定書の写し又は起債許可申請書の写しを添付すること。

12 起債の変更債種を行う場合は、当初の債種、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上欄に()書で記載することとし、変更債種を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

